

令和6年度

定期監査報告書

令和6年11月

大津町監査委員

目 次

1	監査の種類	P1
2	監査を執行した監査委員	P1
3	監査の期日・場所	P1
4	監査の対象	P1
5	監査の着眼点及び主な実施内容	P1
6	町の組織図	P2
7	監査の結果及び意見	P3~
	総務課(選挙管理委員会)	P7
	総合政策課	P7
	財政課	P7
	防災交通課	P8
	人権推進課	P8
	福祉課	P8
	子育て支援課	P9
	介護保険課	P9
	健康保険課	P10
	都市計画課	P10
	建設課	P11
	下水道課・工業用水道課	P11
	会計課	P11
	議会事務局(監査委員)	P12
	大津中学校	P12
	室小学校	P12
	大津北小学校	P13
	陣内幼稚園	P13

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査を執行した監査委員

今村 昭彦 監査委員、佐藤 真二 監査委員

3 監査の期日・対象・場所

期 日		監査対象の課局等名	場 所
9月	26日（木）	大津北小学校	大津町役場 委員会室 403 又は各施設、 出先機関等
	27日（金）	大津中学校	
	30日（月）	室小学校	
10月	4日（金）	総務課（選挙管理委員会）、総合政策課	
	8日（火）	福祉課、子育て支援課	
	9日（水）	陣内幼稚園、介護保険課	
	10日（木）	健康保険課、財政課	
	11日（金）	防災交通課、人権推進課	
	16日（水）	会計課、議会事務局（監査委員）、 建設課	
	17日（木）	下水道課、工業用水道課、都市計画課	

※今年度は、総務部、健康福祉部、都市整備部、工業用水道課、会計課、議会事務局、監査委員、選挙管理委員会を対象に実施。次年度は、住民生活部、産業振興部、農業委員会、教育部を対象に実施を見込む。なお、各小・中学校及び保育園・幼稚園については年度ごとの実施順にて実施。

4 監査の範囲

令和6年度執行の事務

5 監査の着眼点及び主な実施内容

令和6年度における町の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、町の経営に係る事業の管理が、予算の趣旨に沿って合理的かつ効率的に行われているかを主眼とし、予め提出を求めた監査調書、関係諸帳簿類及び関係職員からの聴取により予算の執行状況、事務事業の執行と管理運営、物品の出納保管状況等について確認する方法により、例月出納検査、決算審査の結果も考慮に入れながら、大津町監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行なった。

7 監査の結果及び意見

令和6年度定期監査結果について、監査した範囲内では事務処理等の手続きに関し法令等に反する事案及び財務等に係る不適切な執行は特になく、概ね適切であることが認められた。

なお、監査時における業務改善事項や今後の町政運営に係る要望及び意見等は、以下のとおりである。

〔I〕事務等の改善について

(1) 資料作成に係るチェック体制の強化

提出された監査資料に簡単なミス、数字誤り、監査当日の差し替え、また、昨年の監査指摘等における改善・検討結果について、記述内容がほぼ昨年と同様の記載が多く見られ、監査結果に対する改善等の取り組み意欲がやや欠けているのではないかと感じられた。

各課真摯に業務に取り組まれているが、喫緊の課題や日々の窓口対応・相談などの業務に追われ、指摘事項等に対する見直しまで手が廻らない状況にあるのではないかと。

また、資料作成のミスなどの要因としては、多忙のため各担当職員の作成・起案から上司の決裁までに至る組織内の内容審査のチェックや当該事案の問題・課題等の課内協議が徹底せず、単なる形式的な決裁となっていないかと。

監督する立場の上司は、担当者の業務に対する思いや課題等を傾聴し、事業の進め方や財務・経理手続きの的確な指導に時間を割いていただきたい。

(2) 学校現場における会計事務の徹底

学校現場における学校用の事務用品等購入について、本来、公金（町から配分される予算）で対応するべきものがPTA会費から支出されている事例が見られた。例として、コピー用紙や草刈機の替刃がPTA会費で購入されている。PTA会費は公金と異なり本監査の対象外であるが、PTA会費の一部が学校の『財布』扱いになっていると見て取れることから、支出が団体の活動方針に沿ったものか、保護者の善意による活動として公金の「予算外措置」扱いになっていないか、今一度確認いただきたい。

(3) DXスーパーバイザーの支援

情報等関連予算について、システム維持・改修等に数億円の予算措置がなされている。限られた予算の中で電算システム改修やDX事業の促進は、業務の簡素効率化や住民に対する積極的な情報提供などにより、行政サービスの向上に不可欠な事業である。

一方、システム改修等は多額の予算を必要とする。業務のシステム化に要する歳出予算計上は極めて専門性を有することから、経費の適正な積算や、業者から提出された参考見積等の算出根拠や業務メニューの妥当性、仕様書の的確な内容等について、業者と対等な関係を維持するためにもDXスーパーバイザーにより積極的に助言を求め、職員の情報スキルの向上や情報政策に対する専門的な知識の習得に努めていただきたい。

(4) 契約事務の適正化

これまで監査報告の中で繰り返し指摘してきたことであるが、改善が進まない。不備の例を挙げれば、①契約書の記載事項の必須項目が漏れている、②本来契

約書とセットで綴じ込まれて委託等を行った業務の内容を明示する仕様書が綴じられていない、③契約書の内容と仕様書の内容が整合していない、④仕様書に基づく業務等報告書の提出を求めている、など多岐にわたるものである。

また、町が使用する契約書のフォーマットが、実際の契約内容と適合していないものもみられる。

更に、業務委託契約では随意契約が多用されており、中でもいわゆる2号随契（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）については、本来「契約の性質または目的が競争入札に適さないもの」であるはずが、その要件に該当することを合理的に説明できないものも多かった。その中には、仕様書において業務内容の項目や量、実施方法等を明確に定められていないものも多く、こうした仕様書では新規の事業者は参入をためらうと考えられる。逆に言えば、現在の受託者との間においてのみ合意が可能ともいえる。

このやり方は、委託者側（町・担当課）にとっては、業務内容をよく理解している事業者にまかせることで安心できるという効果はあるとは考えられるが、競争入札を旨とする本来の調達姿勢とは程遠いものといえる。

こうした状況を踏まえ、契約を所管する財政課や総務課（法務）においては、契約事務の手引き（マニュアル）や、随意契約理由の具体的事例を示す指針（ガイドライン）などを整備・改善し、契約事務の適正化に取り組むべきであると考えられる。

（5）事務・事業計画のゆるみ

事務や事業の計画・予算化の段階で、計画が十分に検討されないまま予算化されているものが見られる。備品の購入においては、その必要性が低くなっていることを理解していながら、従来と同じ数量を見込み、実際に購入する段階で、数量を減らすことを再検討するという事例や、道路整備事業では、用地取得ができず、当初の計画から設計変更や国との変更協議を重ねたものの、結果として整備を断念し、補助金を返還するに至ったものもある。

このように事務・事業において規模の大小を問わず、計画段階での見通しが甘いと思われるものがあり、多くの事務を並行して進める中で、一つ一つが間に合わせの仕事になってしまっていることなどが要因ではないかとも考えられる。職員一人あたりの業務量の管理や、フォロー体制の在り方について検討が必要と考える。

〔Ⅱ〕今後、研究・検討していただきたい要望事項

（1）地域包括支援センターの組織のあり方について

地域包括支援センターは、介護保険法により市町村が設置主体と謳われている。厚生労働省の地域包括支援センター運営状況調査の結果を見れば、令和5年4月現在で全国の設置数5,431か所のうち、市町村直営が1,051か所（20%）、委託型が4,285か所（80%）となっている。また、委託先の構成割合は、社会福祉法人が2,313か所（54%）、社会福祉協議会が761か所（18%）、医療法人等が771か所（18%）である。

大津町地域包括支援センターの運営形態は、『町直営型』となっている。その支え手は、介護保険課兼務の正職員5人と会計年度任用職員15人で構成され、予算面では、会計年度任用職員の報酬（正職員の給料にあたる）約3,500万円、通勤手当等を加えた給与は4,000万円程度となっている。

今後、人は増えない、予算は増えない、このような環境の中で高齢者や介護を必要とする住民に対し、多面的（制度横断的）な支援を展開するのが地域包括支

援センターの役割である。

現在の地域包括支援センターは、健康寿命や認知症対策など諸々の施策を、各地区を巻き込み熱心に取り組まれている。一方、事業内容を見ると地域包括支援センターと同様の事業が社会福祉協議会や社会福祉法人等で行われているのが実態である。

限られた予算を効率的に事業展開するには制度の重複を極力避ける必要があるのではないかと。行政機関は保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等の3つの職種のチームアプローチを統率する機関として、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う姿にすべきではないだろうか。

このためには、公民連携として現在の地域包括支援センターの運営形態を『町直営型』から社会福祉事業等を専門とする機関への『委託型』に切り替える時期に来ているのではないかと。

民間委託した場合の会計年度任用職員の身分保障はどうなるのか、利用者へのサービス低下に繋がらないか、利用者の信頼は得られるか、などの課題はある。現在、町は老人福祉センターの今後の在り方について、センターの改築等も視野に入れながら検討を進めているが、それに合わせて地域包括支援センターの運営形態の見直しについても議題として研究・検討いただきたい。

(2) 空き家の活用について

監査の中で、昨年度の空き家調査の結果、町内に236戸の『空き家』があることは把握しているが、それを分析して対策を練るまでが進んでいない、との話があった。

一つの対策案として、空き家を公民館として利活用することを提案する。

現在、町内には69の地区（行政区）があり、その中で公民館等がない地区も存在している。公民館は、地域コミュニティの拠点の場であり、区によっては災害時に地域の一時避難所としても利用されている。

仮に、空き家を公民館として利活用できれば、空き家所有者にとってはリフォームや管理費用の負担軽減、町にとっては土地購入や建築費用の負担軽減など双方にメリットがあるのではないかと。

土地・建物等の不動産は民法で補償された絶対的な権利であり、所有者（相続等含む）との協議が必要となるが、空き家の利活用が進めば地域の環境改善や防犯等にも寄与するため、空き家対策の一つとして検討をお願いしたい。

(3) 組織の活性化について

各課ヒアリングで事業の取り組み状況の説明を受ける中で各部各課の取り組みに対する温度差や町としての方向性・方針が明確ではなく部局横断的な取り組みになっていない印象を受けた。具体的な内容を以下に記したい。

一つ目に、現在、TSMCや半導体関連企業等の進出に関連し、大津町として新工業団地の造成や肥後大津駅周辺整備、空港アクセス鉄道、中九州横断道路、公共下水道事業など部局横断的な事業が行われている。このような状況下にあつて、中心となる事業が新工業団地10haの造成である。現在、鋭意取り組みが進められているが、地価の高騰や農地の代替地確保等の諸課題により関連する事業の進捗が遅れが出ており、特に、都市整備部の事業で影響が顕著となっている。

例として、一般会計の土木費30億円余に対し40%が明許繰越(事故繰越含む)であり、さらに令和6年度上半期(9月末現在)の予算執行率は30%程度と極め

て低調な水準にある。今後の発注計画も 11 月以降にずれ込む見込みであり、事業が下半期に集中することで職員一人当たりの事業予算が 7～10 億円と膨大な額になる。年度内の事業達成は極めて厳しいのではないかと懸念される。

また、関連事業として公共下水道事業も中心事業の遅れによる影響が懸念される。公共下水道事業を進めるためには、下水道事業区域の熊本県による追加認可や人口増の見込みによる集合住宅・個人住宅の建築ラッシュで新たな管路敷設や流末処理が既存施設で対応できるか、無理なら熊本都市圏内での流域処理等での対応など予算を含めた喫緊の課題が山積している。

二つ目として、計画行政における調整機能の点である。

総合政策課と都市計画課のどちらがイニシアティブを取り進めるのか中途半端になっていないか。職員配置しかり、協議や擦り合わせしかり、町としての共有する目標や戦術・戦略が明確ではなく、職員が同じ方向を向いていないため事なかれ主義になっているのではないかと懸念される。状況によっては、プロジェクトチーム等を設置するなど局面打開の方法として組織の見直しにも手をつける状況にあるのではないかと懸念される。

該当課におかれては厳しい意見と思われるが、町全体で問題意識をもって検討いただきたい。

三つ目として、マンパワーの不足がある。町では令和 4 年に一般職職員の定数を増員することとした。この背景はその前年から実施した業務量調査に基づくもので、過剰な業務量を、人員増・外部委託・DX(RPA)により解消しようというものであったが、町を取り巻く環境の変化により部門によっては業務量そのものが調査時より増大している。一部の窓口業務では外部委託やDX(RPA)が進んでいるものの、他には業務量削減につながる変化は見られない。

一方、職員の増員のため採用活動を活発に行っているが、採用に至るまでの人数は予定に満たず、反面、若い職員の退職は増加しており、結果として職員数は横ばいのままとまっている。

職業選択における公務員離れや、転職の容易化などの風潮の中、採用が得られないのであれば、まず「退職を未然に防ぐ」努力に力を入れるべきではないかと懸念される。また外部委託やDX(RPA)などの手段に、早急に徹底的に取り組むべきではないかと懸念される。

今、大津町は百年に一度というビッグチャンスの中にある。このチャンスを逃すことなく、大津町が描く将来ビジョンが着実に実現し、町民の期待に応えられるよう、町長を先頭に職員一丸となって鋭意努力していただきたい。

〔Ⅲ〕 監査対象ごとの結果及び意見

【総務部】

■総務課（選挙管理委員会）

○主な業務

町政運営の総合調整、行政区嘱託員関係事務、例規等の制定改廃、議会の召集及び議案関係事務、情報公開・個人情報保護事務、定員管理、職員人事・研修・給与・服務等に関すること、行財政改革大綱、事務改善、自治体DX、費行政、選挙事務、固定資産評価審査委員会に関する事務など

○意見

- ・総務課は他課より半歩前に立ってやる意識で行政運営を行っていただきたい。
- ・町にとって今が大事な時期であるため、役場が一番機能するような組織づくりをお願いしたい。
- ・事務の不適切事例も散見されるため一旦気を締めるよう総務課より目配り気配りをお願いしたい。
- ・メンタル不調にならるように職員全体の健康管理についてよろしくお願いしたい。
- ・今回の監査を通して、やはり「人」が大きなテーマかと感じた。業務をどれだけ簡素化するかを考えていかないと立ちいかなくなるため真剣に考えていって欲しい。また、何らかの形で業務量の変化を観測していく必要があるのではないか。
- ・人材を大切にしていって欲しい。

■総合政策課

○主な業務

重要政策の企画調整、庁内連携・調整、電子計算組織の総合調整業務、振興総合計画、ふるさと納税、公共交通、空き家対策、統計法に基づく調査、ホームページに関する事務、電子自治体、地域づくり、広報の発行、町長の秘書業務など

○意見

- ・各部課との横軸を通した連携を取るようぜひお願いしたい。
- ・政策秘書係については自信をもって各部署との調整を頑張ってください。
- ・政策が多岐に渡るためどうしても取り組みに濃淡がでてくると思うが、全てを並行してやる必要はなく、何が大事なのか優先順位を考えなければならない。
- ・総合政策課として政策的重点事項の調整が一番大事なのでしっかりと進めていただきたい。
- ・情報システム関係の効率化については、事務効率化で浮いた職員を他の忙しい部署にまわすためにも頑張ってください。
- ・町民に対する情報発信の基盤づくりを進めていただきたい。
- ・各課との調整などによりストレスがかかる部署でもあるかと思うので、職員の健康管理には十分注意いただきたい。

■財政課

○主な業務

財政計画、一般会計及びその他特別会計の予算編成や補正、決算統計、交付税、起債、町有財産管理、庁舎管理、入札事務など

○意見

- ・各課の契約手続きで内容の検証が十分にできていないところも見受けられるの

で、財政課合議の際にしっかりとチェック・指導をお願いしたい。また法的な取り決めが不足する点については法令等の整備をお願いしたい。

- ・役場全体が理解できるような契約手続きのマニュアルとチェックシートの整備を進めていただきたい。
- ・全庁的に、職員として業務内容に沿った契約書を整理・作成する能力を高めて欲しい。

■防災交通課

○主な業務

防災防犯、消防団、国民保護法、交通安全、など

○意見

- ・契約手続きにおいては設計書などきちんと整理されており適切な状態であった。引き続きお願いしたい。
- ・会計年度任用職員の報酬単価については、明確な号級の根拠を整理いただきたい。
- ・高齢者免許証自主返納支援事業の交通 I C カード管理の件については、管理簿（受払簿）の整理をお願いしたい。
- ・水位予測情報提供業務委託については、業務委託と役務費のどちらが良いのか確認をお願いしたい。
- ・水位予測情報提供のシステムについては、他のメーカーも取り扱っているようであり、これまでの随契理由では通らなくなるため今後の検証をお願いしたい。

■人権推進課

○主な業務

人権教育・啓発事業、男女共同参画推進事業、人権啓発福祉センター管理運営など

○意見

- ・人権啓発福祉センターの清掃業務委託契約について、3者見積を取ってはいるものの、残りの2者は予定価格の2～3倍の価格で入札しているため積算基礎が適切かどうかを検討していく必要がある。
- ・契約書については財政課が提示する共通の雛形を利用しているが、清掃業務などの比較的簡易な内容のものについては、その内容に沿った契約書を作成するよう検討していただきたい。
- ・人権啓発福祉センター(児童館)改修工事の件やセンター備品の炊飯器購入の件など、事前の検討が足りていないと感じた。予算化する前の事前の協議・検討をしっかりとやっていただきたい。
- ・当初から進めてきた同和対策事業の対象は小さくなってきているので、今後、町の人権対策をどのような姿に変えていくべきか、今後のテーマとして考えていただきたい。
- ・児童館は、補助金もつかず改修ができず、利用者も一般化が必要ということであれば、新しい子育て拠点施設に機能を移転してはどうか。

【健康福祉部】

■福祉課

○主な業務

社会福祉事業、地域福祉事業、災害救助に関する事務、生活困窮者自立支援事業、

生活保護事務、障がい児・者福祉事務など

○意見

- ・社協への補助金関係や、民生委員・児童委員の研修への補助金を予備費で増額した使い方、地域移動販売事業補助金など指摘したものについては見直しの検討を再度お願いしたい。浮いた財源で福祉課としてやりたい事業に充てられるように。
- ・災害時における社協への人件費支払いについては、協定書に基づく業務委託の方が良いのではないか、検討いただきたい。
- ・給付などの定型業務をどのように簡素化するのは突き詰めて考えていただきたい。
- ・契約の随契理由についてあいまいなところがあるので、きちんと考えながらやっていただきたい。
- ・切手と印紙は福祉課で持つておく必要があるのか検討いただきたい。
- ・社協に委託している小地域福祉活動や災害時避難行動要支援者個別支援計画の件については、委託して任せきりでなくきちんと実現すべき姿を描いて委託するようお願いしたい。
- ・職人技的な仕事が多いので、部長・課長には職員の健康管理をお願いしたい。
- ・カスタマーハラスメントの問題については課だけでなく町全体で考えていただきたい。

■子育て支援課

○主な事業

幼稚園・保育所事業、放課後児童健全育成事業、子ども・子育て支援制度、要保護児童対策、児童手当など

○意見

- ・指定管理については制度を理解し、仕様書等の内容をしっかりと整理して進めていただきたい。
- ・国もこども家庭庁となり「家庭」という言葉が入ったが、本来は子ども中心となるべきであり、その点について町はしっかりと取り組まれていると感じた。
- ・監査の範囲において大きな指摘事項はないが、事務の基本となるところは抑えていただきたい。
- ・昨年と同じ指摘になるが、事業の大半を委託や指定管理、補助金などで外に出しているため、事業の中身そのものについての関心が薄くなっているのではないかと。その例として、一つ一つの契約の中身をきちんと把握されていないところが挙げられる。仕様書と契約書の整合性はとれているか、契約書に必要な事項は網羅されているか、などまずは契約の在り方について勉強をしていただきたい。
- ・大津町立認定こども園他施設及び昭和園整備基本構想の件については、資料を見た限りでは町民協働・こども基本法が要請する当事者の意見が反映される進め方になっていない。本当にそれでよいのか考え直していただきたい。

■介護保険課

○主な業務

介護保険の保険給付・賦課・徴収業務、高齢者支援、介護予防事業、包括的支援事業など

○意見

- ・業務委託のほとんどが2号随契であり、特に特命随契（1社随契）が多いので閉鎖性がでてくる。また、1社の参考見積をそのまま設計単価にもってくるのでは

なく、可能な限り自分達で計算をしてそのうえで参考見積と比較するなど、根本的な契約の在り方を考えていただきたい。

- ・委託契約が多くほとんどが随契であり、そのほとんどが1社選定で決めつけてやっているが、これだけいろいろな業者がいる中で他にできるところがないかをきちんと確認していかなければならない。
- ・仕様書に業務の詳細がきちんと記載されていないため、それが新規参入の障壁になっている。そこを改善しないで1社随契をし続けるのであれば、他の業者を入れる気がないのだと思われる。一度、一般競争入札でやってみるなど工夫していくべき。
- ・介護保険課だけの話ではないが、契約関係の決裁の流れにおいてチェックができないように感じる。役場全体で十分に注意いただきたい。
- ・包括支援センターの運営については民間委託なども検討していく必要があるのではないかと。包括支援センターの今後の育成や、町民の利便性をどう図っていくのか、委託と直営のメリット・デメリットを比較しながらしっかり検討していただきたい。

■健康保険課

○主な業務

国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業事務、各種健康診断、健康づくり事業、予防事業、母子保健事業、食生活改善事業など

○意見

- ・契約等の細々したところでミスがあるので決裁時のチェック機能の強化をお願いしたい。
- ・委託契約が多くかつ1号随契や2号随契が多いため、正当な金額かどうかを確認し仕様書をしっかり作るよう基礎的な部分を見直して欲しい。
- ・契約については若手職員の教育もお願いしたい。
- ・契約において事業者の言い値でやらされているところが気になる。きちんとした基準をもって積算していただきたい。
- ・随意契約はあくまでも契約の例外であり、その例外が多いのはおかしいのではないかと。今の条件に対応できる事業者が1社しかないのであればその条件を変えてみてはどうか。
- ・広域で行うワクチン予防接種の契約が毎年遅れているのであれば問題なので、県や医師会に強く言うべきでないかと。対応をお願いしたい。

【都市整備部】

■都市計画課

○主な業務

都市計画関係事業、国土利用計画、開発行為・建築確認に関すること、公園管理、公共施設の営繕、公営住宅入退去、公営住宅修繕・管理など

○意見

- ・今後のまちづくりを円滑に進めるためには組織としてどういう組織が良いか、監査委員の意見としても執行部側に考えるようお願いしたい。
- ・組織の問題や人の問題については都市計画課だけでなく役場全体のこととして考える必要がある。今、力を集中しなければいけないところにきちんと集中するためにはどういう組織であるべきか考えなければならない。

- ・住宅関係の例規の整備は急いでお願いしたい。
- ・工事関係の契約はきちんとされているが、業務委託の方に緩い部分が見られるので整理をお願いする。

■建設課

○主な業務

道路橋梁新設改良事業、維持管理事業、公共土木災害復旧事業など

○意見

- ・多忙かつ人材も少ない中で業務の簡素効率化を図るため、農政課とも協議して農道林道管理の所管替えを検討いただきたい。また、都市整備として業務がやりやすいような体制の構築をお願いしたい。
- ・里道水路の舗装や除草作業などについては町が管理に介入する基準を明確にして対応するようにお願いしたい。また、多面的機能支払事業補助金を活用した地元管理も進めながら効率化をお願いしたい。
- ・予算の執行率が低いのは組織としての問題が大きいのではないかと。工業団地の関連事業については補助金返還などにならないためにも、関係課と連携して進めていただきたい。
- ・監査の全体的な印象として、人員が少ない中でたくさん事業をかかえていることの弊害が出ている。プロジェクトのスケジュール管理をきちんと行い、事業の進捗が確認できるようにお願いしたい。その手法については他自治体の例も参考にしながら研究を進めていただきたい。

■下水道課・工業用水道課

○主な業務

公共下水道・農業集落排水事業、浄化センター及びポンプ場の維持管理、企業への工業用水道の給水と施設の管理運営など

○意見

- ・「独立採算制」と合わせて「公共の福祉」の観点をしっかり頭に入れていただきたい。
- ・下水道事業においては、中長期の経営計画、経営基盤の強化、財政状況の把握、料金を値上げした分の分析と検証が大事になってくる。その中で財源資産と投資資産のバランスをどうとるか。企業会計はある程度投資しなければ利益は上がってこないが、ただ、財政的には厳しい状況であるため、国の補助金を最大限利用しながら少しでも赤字解消になるように経営改善を図っていただきたい。
- ・企業会計の予算については予算書だけでは具体的な中身が見えないため、監査や議員、住民に対し何らかの形で情報を開示するような仕組みを考えていただきたい。
- ・切手の管理・チェックをもう少し整理・徹底いただきたい。切手のストックについても整理を。企業会計として会計毎に管理するなど管理の仕方を整理いただきたい。
- ・部課長においては職員の労務管理・健康管理の徹底についてお願いしたい。

■会計課

○主な業務

歳入歳出事務、資金管理、物品の出納・保管・処分関係、源泉徴収関係事務、歳

出伝票審査、適正出納事務指導、出納計算書による現金・帳票・証拠書類の照合、決算の調整・作成など

○意見

- ・公金を扱う大事な仕事であるため、最後の砦として緊張感をもって問題がないようにお願いしたい。
- ・基金が全体で約 50 億円あるが、それが妥当かどうかについては財政課と一緒に検討を進めていただきたい。
- ・今後、振込手数料が大幅に上がるのであれば資金運用をぜひ検討いただきたい。ただし安全第一を前提にお願いしたい。
- ・人材育成の観点で若い職員を育てて行って欲しい。
- ・業務の進め方について、DXを急いでやらないといけない。銀行側がどう考えているかを察知して対応していくことが必要ではないか。

■議会事務局（監査委員）

○主な業務

議会運営、議会広報、議員研修、監査運営など

○意見

- ・議会活性化の取り組みは非常に良いと思う。民主主義の本質である投票（選挙）が行われるよう取り組みを継続していただきたい。

【町立の小・中学校、保育園・幼稚園等】

■大津中学校

○令和6年度教育目標

「自立・協働・創造 みんなの笑顔があふれる学校」

○学級数及び生徒数（監査実施時）

学級数15、生徒数476

○意見

- ・学校の運営自体がスムーズにしているように感じる。引き続き子供を真ん中に考え、子供のためにしっかり頑張っていたきたい。
- ・色々なことをしっかりとやっていたいていと感じた。
- ・学校訪問や書類の郵送など県とのやりとの中に無駄があると感じるのので、考えていく必要があるのではないか。

■室小学校

○令和6年度教育目標

「夢を持ち、なかよく かしこく たくましく 生きる室っ子の育成」

○学級数及び児童数（監査実施時）

学級数26、児童数580

○意見

- ・PTA会費から需用費への利用などはせずに、明確に公金負担分と家庭負担分を分けていただくよう改善をお願いしたい。
- ・備品購入について監査資料と備品一覧表の執行済額が異なっている。(修正済み)
- ・公金の支払いや精算について基本的な期限を守るように管理徹底をお願いしたい。
- ・室小は敷地内に緑が多いため、周辺の雑草や樹木等の管理をもう少し工夫してい

ただきたい。

■大津北小学校

○令和6年度教育目標

「夢に向かって、主体的に学び、自分を超越する南っ子の育成」

○学級数及び児童数（監査実施時）

学級数7、児童数45

○意見

- ・令和7年度から学級数が減ることに対して、職員の数が減ることで先生たちの負担増とならないように対応を検討いただきたい。
- ・小規模校の良いところと大変なところが感じられた。
- ・事務に関して、支出何いの日付は必ず入れるようお願いしたい。
- ・切手のうち何年も使っていないものは在庫の処理をお願いしたい。
- ・簡素化できるところはぜひ簡素化するよう、教育委員会先導のもと進めていただきたい。

■陣内幼稚園

○教育目標

「心身ともに健康で心豊かな幼児の育成」

○定員及び園児数（監査実施時）

定員120、園児数36

○意見

- ・経営的には人数が減って厳しいと思うが、認定こども園に移行するまでの3年間をしっかりとやっていただきたい。
- ・老朽化で修繕が必要な部分については、今のうちに修繕を行ってしまうようお願いしたい。